⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　契約書作成の要否　要。
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑽　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒀　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshihiko Tsukuda, The Obligating Executive Director (for Finance and Budget), Tohoku University, National University Corporation
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Demolition work of Building for Tohoku University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 3 : 00 P.M. 23, August, 2016
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 28, September, 2016 (tenders brought along : 3 : 00 P.M. 28, September, 2016 or tenders submitted by mail : 3 : 00 P.M. 28, September, 2016)
⑹　Contact point for tender documentation : Accounts of institution section, Campus Planning Division, Facilities Department, Tohoku University, 2―1―1 Katahira, Aoba-ku, Sendai-shi 980―8577 Japan, TEL 022―217―4946

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

福岡第２法務総合庁舎㉘建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年７月25日

九州地方整備局長　小平田浩司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　工事名
福岡第２法務総合庁舎㉘建築工事

2　工事場所
福岡県福岡市中央区六本松４丁目２番１号

3　工事内容
工事内容：福岡第２法務総合庁舎の新築工事及び関連工事を行う。
建物用途：庁舎
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造
建物規模：延べ面積　24,160㎡、地上８階建地下１階
敷地面積：13,000㎡

4　予定工期
契約締結日の翌日から平成31年２月14日まで

5　申請の時期
平成28年７月26日から平成28年８月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。
なお、平成28年８月22日以降当該工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法
⑴　申請書の入手方法
「競争参加者資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、当該工事の入札説明書と併せて交付する。入手方法については、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年７月25日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑴を参照すること。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。提出場所は次のとおりとする。
〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７（福岡第二合同庁舎）九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2522）
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年７月25日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２と同一であるので、それを使用して作成しても差し支えない。）
⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査
「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年３月31日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年３月31日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
①　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑵　構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成28年８月22日において次の条件を満たすものとする。
①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、平成13年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した次に掲げる㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）ただし、下記実績は同一建物の工事であること。
同種工事とは、以下の㋐要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。
㋐
・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構造　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合構造を含む）
・階数　地上７階建以上かつ地下１階以上
・規模　延べ面積20,000㎡以上
なお、特定ＪＶの代表者以外及び経常建設共同企業体のその他の構成員は、平成13年度以降に元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること。
同種工事とは、以下の㋑の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）の実績を有すること。
㋑
・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構造　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合構造を含む）
・階数　地上４階建以上
・規模　延べ面積　10,000㎡以上
㋐及び㋑の建物用途において同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種